

第83期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月24日（金曜日）
午後3時30分（受付開始 午後3時）

場所

石川県金沢市十間町25番地
当社 本店分室 2 F カンファレンスルーム

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本定時株主総会につきましては、可能な限り当日のご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。

今村証券株式会社

証券コード：7175

スマートフォンでの議決権行使は 「スマート行使」をご利用ください

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



詳しくは
3ページ～4ページへ

目次

第83期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる 議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役9名選任の件	8
第4号議案 監査役3名選任の件	14
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	18
第6号議案 退任監査役2名に対し退職 慰労金贈呈の件	19
第7号議案 役員賞与支給の件	19
添付書類	
第83期事業報告	20
計算書類	38
監査報告書	51

株 主 各 位

証券コード7175

2022年6月2日

石川県金沢市十間町25番地

今村証券株式会社

代表取締役社長 今村直喜

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午後3時30分
2. 場 所 石川県金沢市十間町25番地 当社 本店分室2Fカンファレンスルーム
3. 目 的 事 項
報告事項 第83期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 退任監査役2名に対し退職慰労金贈呈の件
第7号議案 役員賞与支給の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 受付開始時刻は、午後3時を予定しております。
 - ◎ 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類について修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.imamura.co.jp>)に修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り書面又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3ページから4ページまでの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の期限までに行使していただきますようお願い申し上げます。

<ご来場される株主様へ>

- ・株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までのお身体の状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。また、ご来場の株主様におかれましては、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・感染拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られており、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。また、当社役員につきましても、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.imamura.co.jp>) より、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する右記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は次ページ記載のとおり同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

インターネットによる議決権行使期限

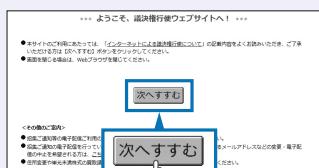
2022年6月23日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早目に行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

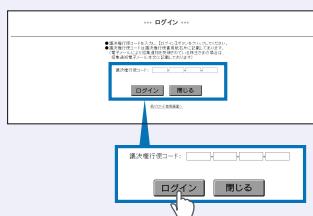
■ 議決権行使ウェブサイトへアクセス（パソコン等をご利用する場合）

1 ウェブサイトへアクセス



「次へすむ」をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

ここまで準備は完了です。
ここからは画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

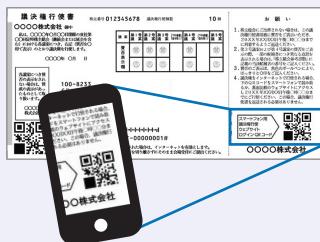
ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

■ スマート行使[®]による方法（スマートフォンをご利用する場合）

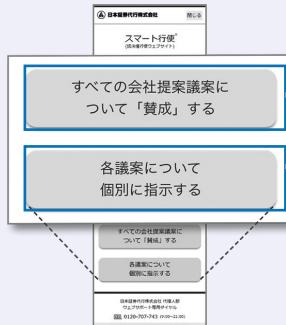
「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

1 QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。詳しくは、同封の「スマート行使[®]」の使い方をご覧ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。ようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社代理人部【ウェブサポート専用ダイヤル】

電話 **0120-707-743** (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化に努め今後の事業展開の資金需要に備えるとともに、安定的な配当に配慮しつつ毎期の業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円 総額186,188,240円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 800,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 800,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（ 削 除 ）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1.</u> 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p><u>3.</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
(新 設)	

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	
1	いまむらくじ 今村九治	代表取締役会長	再任
2	いまむらなおき 今村直喜	代表取締役社長	再任
3	よしだえいち 吉田栄一	常務取締役 管理本部長	再任
4	てらしたきよたか 寺下清隆	常務取締役 営業本部長	再任
5	まつもとみきお 松本幹生	取締役 コンプライアンス本部長	再任
6	みやたひでお 宮田秀夫	取締役 法人部長	再任
7	やまうちこういち 山内幸一	取締役 コンプライアンス本部副本部長 兼内部管理部長	再任
8	ふくしまみちお 福島理夫	取締役	再任 社外 独立
9	むろやかずな 室屋和菜	取締役	再任 社外 独立

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者のページの年齢は、本定時株主総会終結時現在の満年齢を記載しております。
 3. 各候補者のページの「所有する当社の株式数」は、2022年3月31日現在の状況を記載しております。
 4. 福島理夫氏及び室屋和菜氏は、社外取締役候補者であります。
 5. 当社は、福島理夫氏及び室屋和菜氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、福島理夫氏及び室屋和菜氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。

候補者
番号

1

いまむら くじ

今村 九治 1944年4月10日生（満78歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967年4月 山一証券(株)入社
1968年4月 当社入社
1968年11月 当社取締役
1972年11月 当社常務取締役
1979年11月 当社代表取締役専務
1984年11月 当社代表取締役社長
2019年1月 当社代表取締役会長（現任）

所有する当社の株式数
414,940株

取締役在任年数
53年7か月（本総会終結時）

取締役会出席回数
14/19回（73%）

取締役候補者とした理由

今村九治氏は、長年にわたり代表取締役として強いリーダーシップで当社を牽引し、当社の企業価値向上に貢献しております。また、公益社団法人日本証券アナリスト協会認定アナリストとして財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。2019年1月からは代表権を持つ会長として、豊富な実績と高い見識及び能力を経営に活かしております。これらのことから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

いまむら なおき

今村 直喜 1972年6月2日生（満50歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月 山一証券(株)入社
1998年4月 当社入社
2009年4月 当社営業事務部長
2013年6月 当社取締役営業事務部長
2019年1月 当社代表取締役社長（現任）

所有する当社の株式数
1,358,800株

取締役在任年数
9年（本総会終結時）

取締役会出席回数
19/19回（100%）

取締役候補者とした理由

今村直喜氏は、リテール営業やインターネット・コールセンター業務等に従事した後、2009年から営業事務部長、2013年に取締役に就任し、営業事務に関する業務を統括し、金融商品取引法の改正、証券取引制度の変更や証券投資に関連した税制改正の対応等に貢献しております。2019年1月からは代表取締役社長に就任し、金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を活かし、当社の重要な意思決定及び経営執行の監督を行っております。また、SDGsを始めとするサステナビリティ課題に対して積極的に取り組んでおります。これらのことから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 3 よしだ えいいち 吉田 栄一 1956年1月30日生（満66歳） 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年3月 当社入社
 1987年3月 当社コンピューター室長
 2000年3月 当社取締役コンピューター室長
 2001年9月 当社取締役管理本部長
 2004年6月 当社常務取締役管理本部長（現任）

所有する当社の株式数
 21,400株

取締役在任年数
 22年3か月（本総会終結時）

取締役会出席回数
 19/19回（100%）

取締役候補者とした理由

吉田栄一氏は、システム設計・開発に従事し、1987年にコンピューター室長、その後2000年に取締役に就任し、自社開発によるコンピューターシステムの構築に貢献しております。2001年から管理本部長として、システム部門、総務部門、経理部門等を統括し、金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。さらに、公益社団法人日本証券アナリスト協会認定アナリストとして財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらのことから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 4 てらした きよたか 寺下 清隆 1954年2月14日生（満68歳） 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年3月 当社入社
 1992年7月 当社本店長
 2000年3月 当社取締役本店長
 2000年4月 当社取締役小松支店長
 2002年4月 当社取締役本店長
 2004年4月 当社取締役営業部長
 2004年7月 当社取締役営業本部長
 2011年6月 当社常務取締役営業本部長（現任）

所有する当社の株式数
 21,800株

取締役在任年数
 22年3か月（本総会終結時）

取締役会出席回数
 18/19回（94%）

取締役候補者とした理由

寺下清隆氏は、リテール営業に従事した後、1992年に本店長、2000年に取締役に就任し、支店長等を歴任後、2004年から営業本部長として営業部門を統括しております。金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

まつもと みきお

松本 幹生 1955年10月25日生（満66歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 3月 当社入社
1990年 5月 当社砺波営業所長
1996年 4月 当社小松支店長
2000年 4月 当社本店長
2002年 4月 当社検査部長
2002年 6月 当社取締役検査部長
2021年 4月 当社取締役コンプライアンス本部長（現任）

所有する当社の株式数

20,000株

取締役在任年数

20年（本総会終結時）

取締役会出席回数

19/19回（100%）

取締役候補者とした理由

松本幹生氏は、リテール営業に従事した後、支店長等を歴任し営業現場を熟知しております。2002年に取締役に就任し、検査部長を経て、2021年からはコンプライアンス本部長として当社におけるコンプライアンス全般を統括しております。金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

みやた ひでお

宮田 秀夫 1960年3月9日生（満62歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 3月 当社入社
1998年 4月 当社新湊営業所長
2002年 9月 当社小松支店長
2004年 6月 当社取締役小松支店長
2004年 7月 当社取締役営業部長
2006年10月 当社取締役営業推進部長
2008年 7月 当社取締役営業業務部長
2016年 4月 当社取締役富山支店開設準備室長
2017年 4月 当社取締役富山支店長
2021年 4月 当社取締役法人部長（現任）

所有する当社の株式数

11,400株

取締役在任年数

18年（本総会終結時）

取締役会出席回数

19/19回（100%）

取締役候補者とした理由

宮田秀夫氏は、リテール営業に従事した後、支店長等を歴任し、2004年に取締役に就任、その後営業業務部長等として募集商品の導入・販売促進等に貢献しております。2017年から富山支店長として新設店舗の立ち上げに尽力し、その後、2021年から法人部長として法人営業を統括しております。金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、地方創生を目指しSDGsを始めとするサステナビリティ課題に対して積極的に取り組んでいることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 **7** やまうち こういち
 山内 幸一 1961年11月23日生（満60歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 3月 当社入社
 1999年 4月 当社板垣営業所長
 2004年 7月 当社板垣支店長
 2018年 4月 当社営業本部副本部長
 2018年 6月 当社取締役営業本部副本部長
 2021年 4月 当社取締役コンプライアンス本部副本部長兼内部管理部長（現任）

所有する当社の株式数

9,600株

取締役在任年数

4年（本総会終結時）

取締役会出席回数

19/19回（100%）

取締役候補者とした理由

山内幸一氏は、リテール営業に従事した後、1999年に板垣営業所長、2004年から板垣支店長として長年にわたり支店経営に従事し、2018年から取締役営業本部副本部長として福井地区における営業部門を統括した後、2021年からコンプライアンス本部副本部長兼内部管理部長として当社のコンプライアンス体制の強化に尽力しております。金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **8** ふくしま みちお
 福島 理夫 1954年 5月10日生（満68歳）

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 田中印刷興業(株)（現 サンメッセ(株)）入社
 1982年 9月 福島印刷(株)入社
 1991年10月 同社取締役本社営業部長
 1993年10月 同社常務取締役営業部長
 1995年 8月 同社常務取締役営業本部長
 1997年11月 同社代表取締役社長
 2000年 6月 倉庫精練(株)社外監査役（現任）
 2013年 8月 福島印刷(株)代表取締役会長
 2015年 6月 当社社外取締役（現任）
 2021年11月 福島印刷(株)相談役（現任）

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

7年（本総会終結時）

取締役会出席回数

19/19回（100%）

重要な兼職の状況

福島印刷(株) 相談役
 倉庫精練(株) 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

福島理夫氏は、長年にわたり福島印刷(株)の代表取締役を務め、2021年から相談役に就任されており、上場企業の経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識をもとに当社の経営全般に助言をいただくことにより当社のガバナンスが強化されることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

9

むろや かずな

室屋 和菜 1980年2月16日生（満42歳）

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年12月 あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入
社

2010年7月 公認会計士登録

2017年10月 税理士法人山田アンドパートナーズ入社

2020年6月 中部経営・辻・本郷税理士法人入社

2020年6月 当社社外取締役（現任）

2020年8月 税理士登録

2021年10月 中部経営・辻・本郷税理士法人理事（現任）

2022年4月 一般社団法人金澤レディース経政会監事（現任）

重要な兼職の状況

中部経営・辻・本郷税理士法人 理事

一般社団法人金澤レディース経政会 監事

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会出席回数

19/19回（100%）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

室屋和菜氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、監査法人や税理士法人における豊富な業務経験を活かし、当社の経営全般において適切な提言をいただくことにより当社のガバナンスが強化されることを期待し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（3名）が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	みょう がん かつ まさ 明 翫 克 正	常勤監査役	再任
2	なか じま ふみ お 中 島 史 雄	監査役	再任 社外 独立
3	やま ぎし しん さく 山 岸 晋 作	—	新任 社外 独立

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者のページの年齢は、本定時株主総会終結時現在の満年齢を記載しております。
 3. 各候補者ページの「所有する当社の株式数」は、2022年3月31日現在の状況を記載しております。
 4. 中島史雄氏及び山岸晋作氏は、社外監査役候補者であります。
 5. 当社は、中島史雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。また、山岸晋作氏の選任が承認された場合、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、中島史雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。また、山岸晋作氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者
番号

1

みょうがん かつまさ

明翫 克正 1962年2月24日生 (満60歳)

再任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年3月 当社入社
2000年10月 当社経理部長
2019年6月 当社常勤監査役 (現任)

所有する当社の株式数

14,800株

監査役在任年数

3年 (本総会終結時)

取締役会出席回数

19/19回 (100%)

監査役会出席回数

15/15回 (100%)

監査役候補者とした理由

明翫克正氏は、リテール営業に従事した後、経理部門に配属され、2000年から経理部長として長年にわたり財務・経理部門を担当しております。金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識に加え、財務・会計に関する十分な知見を有していることから当社監査役として適任であると判断し、引き続き監査役候補者といたしました。

候補者
番号 **2** なかじま ふみお
中島 史雄 1940年10月12日生（満81歳）

再任 社外 独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1968年4月 茨城大学人文学部講師
1980年5月 茨城大学人文学部教授
1981年4月 金沢大学法学部教授
1999年4月 金沢大学学長補佐
2000年4月 金沢大学法学部長
2004年4月 金沢大学大学院法務研究科教授
2006年3月 弁護士登録（金沢弁護士会所属）
2006年4月 中島史雄法律事務所（現 中島・早川・北村法律事務所）所長
高岡法科大学教授
2006年6月 当社社外監査役（現任）
2011年4月 石川県公立大学法人監事（現任）
2019年5月 中島・早川・北村法律事務所弁護士（現任）

所有する当社の株式数
0株

社外監査役在任年数
16年（本総会終結時）

取締役会出席回数
18/19回（94%）

監査役会出席回数
14/15回（93%）

重要な兼職の状況

中島・早川・北村法律事務所
石川県公立大学法人 監事

社外監査役候補者とした理由

中島史雄氏は、大学教授経験者及び弁護士として法曹界における豊富な経験と幅広い識見を有しております。会社法学者及び弁護士としての専門的見地から意見をいただくこと等により、当社の社外監査役として監査機能の実効性を高めていただくことができると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者
番号 **3** やまぎし しんさく
山岸 晋作 1972年9月2日生（満49歳）

新任 社外 独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1999年9月 PwCコンサルティング(株)入社
2004年4月 (株)山岸製作所入社
2006年7月 同社常務取締役
2008年4月 同社専務取締役
2010年2月 同社代表取締役専務
2010年8月 同社代表取締役社長（現任）

所有する当社の株式数
0株

重要な兼職の状況

(株)山岸製作所 代表取締役社長

社外監査役候補者とした理由

山岸晋作氏は、(株)山岸製作所の代表取締役として業務及び経営に携わり豊富な経験と高い見識を有しております。これらを活かし、当社の社外監査役として監査機能の実効性を高めていただくことができると判断し、社外監査役候補者といたしました。

【ご参考】株主総会後のスキルマトリックス

第3号議案及び第4号議案が承認可決された場合の各取締役及び各監査役の専門性及び経験は、以下のとおりです。

氏名		専門性及び経験							
		企業経営	証券営業	営業戦略/ マーケティング	コンプライ アンス/ リスク管理	法務・ 規則・制度/ コーポレート ガバナンス	財務・会計	IT・ システム	サステナ ビリティ
取 締 役	今村 九治	●			●		●		
	今村 直喜	●				●			●
	吉田 栄一	●			●	●	●	●	
	寺下 清隆	●	●	●					
	松本 幹生		●		●	●			
	宮田 秀夫		●	●					●
	山内 幸一		●						
	福島 理夫	●		●	●		●		
	室屋 和菜				●	●	●		
監 査 役	明翫 克正				●	●	●		
	中島 史雄				●	●	●		●
	山岸 晋作	●		●					●

(注) 上記一覧表は、各取締役及び各監査役が有する全ての専門性及び知識を表すものではありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

はやかわ じゅん

早川 潤 1976年6月5日生（満46歳）

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2011年12月 弁護士登録

中島史雄法律事務所（現 中島・早川・北村法律事務所）入所（現任）

2021年7月 当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

中島・早川・北村法律事務所

所有する当社の株式数

0株

社外監査役候補者とした理由

早川潤氏は弁護士として法令についての高度な能力・見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者早川潤氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者早川潤氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 候補者早川潤氏の年齢は、本定時株主総会終結時現在の満年齢を記載しております。
4. 候補者早川潤氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額といたします。
5. 候補者早川潤氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第6号議案 退任監査役2名に対し退職慰労金贈呈の件

2021年7月8日に逝去されました故監査役中村善宏氏及び本総会終結の時をもって退任される監査役早川潤氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
なかむらよしひろ 中村善宏	2006年6月 当社監査役就任 2021年7月 逝去により監査役退任
はやかわじゅん 早川潤	2021年7月 当社監査役就任 現在に至る

第7号議案 役員賞与支給の件

当事業年度の業績等を勘案して、当事業年度末時点の取締役9名（うち社外取締役2名）及び監査役3名に対し、役員賞与総額63,280千円（取締役分57,640千円 うち社外取締役分800千円、監査役分5,640千円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する個別の額、支給の時期等は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議によることといたしたいと存じます。取締役に対する賞与支給は、「事業報告 3 会社役員に関する事項 (3)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ①取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針に関する事項」に記載の取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針に基づき決定しているため、相当であると判断しております。

以上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、前半においては新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進展したことで落ち着きを取り戻し、経済活動の正常化が徐々に進んだことから持ち直しの動きがみられましたが、後半にかけては新たな変異株による感染再拡大、原油価格の高騰、ロシアのウクライナ侵攻等のリスク要因が顕在化し、先行き不透明な状況が続きました。

国内の株式市場において、期初29,441円で始まった日経平均株価は新型コロナウイルスの感染拡大を受けて下落し、中国政府の規制強化等も悪材料となり下値を探る展開が続きました。7月には東京都に緊急事態宣言が発令されるなか東京五輪が開催されましたが株式市場にとって好材料とはならず、引き続き下落基調となりました。その後、9月に菅首相が退陣を表明すると新政権への政策期待から日経平均株価は大きく値上がりし、9月14日には31年ぶりの高値となる30,795円を付けました。しかし上昇の勢いは続かず、中国不動産大手の資金繰り悪化を機に日経平均株価は急落しました。岸田新政権が発足するなか、原油価格の上昇による世界的なインフレ懸念等も投資家心理を冷やし、さらには米連邦準備理事会（F R B）による金融緩和の縮小（テーパリング）や新型コロナウイルスの新たな変異株に対する警戒感が強まると、一段と下げ幅を広げました。2月に入り国内企業の好決算が相次ぐと日経平均株価はやや持ち直しましたが、ロシアによるウクライナ侵攻を受けて地政学的リスクが高まると連日で大きく値を下げ、3月9日には24,681円の安値を付けました。その後は円安や原油価格の下落が好感され日経平均株価は急反発し、当事業年度を27,821円で終えました。

このような状況のなか、当社は地域密着型の対面営業を行う証券会社として、株式営業や債券販売、投資信託販売を中心に営業を展開しました。株式営業においては、「情報シャトル特急便」、「Imamura Report」等当社作成の情報誌に加え、専門調査機関の作成するレポートによる情報提供をはじめ、お客様のニーズにお応えする提案・サポート等を積極的に行いました。また、10月に行われた日本郵政株式の第3次売出しに際しては、引受証券会社として参加しました。債券販売においては、他社株転換条項付円建社債の販売を推進するとともに、日経平均株価連動円建社債や福井県債、北陸電力債も取り扱いました。

投資信託販売においては、米国株式配当貴族（年4回決算型）をはじめ多種類の投資信託を取り扱いました。このほか、定時定額に投資信託を買い付ける投信積立やつみたてNISAを積極的に提案し、顧客層の拡大と証券投資の普及を図りました。なお、当社の11店舗目の支店となる敦賀支店が2022年2月に竣工し、その他の開設に向けた準備も順調に進捗したことから、2022年4月11日付で営業を開始することといたしました。また、この新店舗開設に向けて当事業年度の初めより敦賀支店開設準備室を設置し、福井県嶺南地区における営業力の強化を図りました。

なお、当社は経営戦略の一つとして「新規顧客の獲得」を掲げ、その指標として5年間で15,000口座の新規顧客の獲得を目指し、単年度においては3,000口座以上の獲得を目安としております。当事業年度は4,485口座（前事業年度は3,747口座）となり目標を49.5%上回りました。これは、ビジネスインテリジェンスツール（以下「BI」という。）を活用し、営業員がリアルタイムで営業の現状を視覚的に把握できるようになったことで新規顧客の獲得に対する意識がより高まったことに加え、新たに福井県嶺南地区における新規顧客の獲得にも注力した結果であります。

その結果、当事業年度の営業収益は45億10百万円（前年同期比9.3%減）、純営業収益は44億92百万円（同9.2%減）、経常利益は14億48百万円（同23.7%減）、当期純利益は9億41百万円（同21.9%減）となりました。

当事業年度における主な収益及び費用の状況は次のとおりであります。

① 受入手数料

当事業年度の受入手数料の合計は44億52百万円（前年同期比9.4%減）となりました。その内訳は次のとおりであります。

i 委託手数料

株券に係る委託手数料は15億円（同32.8%減）となり、受益証券等を含めた委託手数料の合計は15億23百万円（同32.8%減）となりました。

ii 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は24億87百万円（同6.9%増）となりました。

iii 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は2億66百万円（同38.1%増）となりました。

iv その他の受入手数料

その他の受入手数料は1億74百万円（同38.5%増）となりました。

商品別の受入手数料の内訳は次のとおりであります。

区 分	期 別	第82期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		第83期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
		千円	構成比%	千円	構成比%
株 券		2,236,679	(45.5)	1,504,569	(33.8)
債 券		2,325,540	(47.3)	2,487,733	(55.9)
受 益 証 券		322,615	(6.6)	434,526	(9.7)
そ の 他		27,801	(0.6)	25,722	(0.6)
合 計		4,912,637	(100.0)	4,452,552	(100.0)

② トレーディング損益

トレーディング損益は12百万円（前年同期比14.6%減）となりました。

③ 金融収支

金融収益が45百万円（前年同期比0.8%減）、金融費用が18百万円（同25.3%減）となった結果、差し引き金融収支は27百万円（同26.7%増）となりました。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は30億70百万円（前年同期比0.3%減）となりました。

⑤ 営業外損益

営業外収益は、受取配当金等26百万円（前年同期比7.9%減）、営業外費用は、雑損等0百万円（同91.0%減）となりました。

⑥ 特別損益

特別利益は、投資有価証券売却益等3百万円（前年同期比35.9%増）、特別損失は、投資有価証券評価損等6百万円（同22.3%減）となりました。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は5億41百万円で、主たる設備投資は、敦賀支店新築及びシステム投資であります。

なお、これらの設備投資に必要な資金は全額自己資金により賄いました。

(4) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社は「百術不及一誠」を社是としております。これは“百術は一誠に及ばず”と読み、どんなに小細工を弄しても真心にはかなわない、という意味です。全てのお客様に誠心誠意で接することが大切だということを教えている言葉で、この方針に基づきお客様の最善の利益を追求することにより、お客様とともに発展し続ける企業を目指しております。

経営理念としては「独立独歩」「進取の気性」「百尺竿頭進一步」を掲げております。特色ある路線を歩み、そして常に未来を見据えて未来を先取りし続けたい、そのためには百尺もある高い竿の先まで登り、必要とあらばなおそこから思い切って一步を踏み出す勇氣を持ちたい、そういう経営があつてこそ初めて、お客様に選ばれる証券会社であり続けられる、ひいては日本の資本市場を牽引し、国民経済に寄与することができると考えております。

② 目標とする経営指標

当社は、収益構造の多様化と新しい収益分野への積極的な取組みにより、安定的・持続的成長を目指しております。

当社は株式市場の相場状況に左右されない体質作りを目指しており、その指標としているのが経費カバー率です。経費カバー率は、以下の算式により算出しており、安定的に80%超とすることを目指しております。

$$\text{経費カバー率} = \frac{\text{純営業収益} - \text{委託手数料(株券)} - \text{株式売買益}}{\text{販売費} \cdot \text{一般管理費}}$$

当事業年度の経費カバー率は97.6%（前事業年度は88.8%）と目標とする80%を大幅に上回りました。これは債券及び受益証券による手数料が増加したためであります。引き続き、委託手数料（株券）以外の収入を増やすとともに、冗費の節約に努めたいと存じます。

③ 中長期的な会社の経営戦略

インターネット専門証券会社の台頭と、これら専門証券会社の手数料引き下げを中心とした戦略への対抗策を常に考え、実行していくことで、当社の営業基盤は強化されると考えております。そのためには「情報提供の充実を図ること」、「多様な商品を持つこと」及び「新規顧客の獲得」の3点に注力していく方針です。

中長期的には、「情報提供の充実を図ること」については、当社作成の「Imamura Report」や専門調査機関等より提供を受けている情報を活用して提案力を磨くとともに、研修等により信頼される営業員を育成します。また、調査部門の充実に努めます。「多様な商品を持つこと」については、受入手数料に占める株式委託手数料以外の受入手数料等の比率を高めることにより、前述した経費カバー率が安定的に80%超となるよう努めます。そのためには成長が期待される新たな仕組みの金融商品の販売にも積極的に取り組むとともに、有価証券の引受業務の増加を図ります。「新規顧客の獲得」については、5年間で1万5千口座の新規顧客の獲得を目指しております。当事業年度の開設口座数は4,485口座、過去5事業年度の累計では18,190口座と目標を大きく上回り達成しております。新事業年度においても引き続き単年度の目安となる3,000口座以上の新規顧客の獲得を目指します。

なお、当社には営業活動に関する大量のデータが蓄積されており、これまでは主にコンプライアンスを重視して営業活動の管理に利用してきました。今後は前述の3点の経営戦略についてより積極的に取り組むためにも、当データを活用してまいります。具体的には、BI等を用いて営業現場において当データを分析し、現状の把握からマーケティングへの応用等を行っていきます。また、AI機能との連携を図ることで、分析力の向上も図っていきたいと考えております。

④ 対処すべき課題

当社では、多様化する投資家のニーズを捉え一層の企業価値の向上を図るため、以下の項目を対処すべき課題と認識しております。

i 情報提供の充実

当社の主たる顧客は北陸3県に所在しており、大手調査機関等の作成するレポート等では顧客のニーズに必ずしも添えない状況であるため、顧客向け情報誌「情報シャトル特急便」、北陸経済動向や北陸企業ニュース等で構成する「Imamura Report」を発行しております。これらに加え専門調査機関の作成するレポート等により、顧客への投資情報提供の充実に努めます。

ii 新規顧客の獲得

当社の顧客基盤の拡大には、既存顧客との取引増加と新規顧客の獲得が必要だと認識しております。特に新規顧客の獲得にあたっては、顧客のニーズを十分に把握するためにも多種多様なサービスを提供することが必要と考えており、営業員一人ひとりに多機能携帯端末及びスマートフォンを携帯させ、営業用資料の共有及び投資情報の迅速な提供を図っております。また、自社開発のシステム、データを活用して効率的かつ積極的な営業活動を推進し、競争力を高めていきます。

日本は高齢化と人口減少期に入っており、当社の営業地盤の北陸においては、3大都市圏と比べるとその進行は早くなっています。当社はこのような状況にあっても顧客数の増加を図るために、年間3,000名の新規顧客の獲得に取り組んでいるところです。将来受け取る年金に不安を抱く若年層には、老後資金の形成のために定時定額に投資信託を買い付ける投信積立やつみたてNISAを積極的に提案して顧客の増加につなげていきます。また、高齢化社会における資産形成や資産管理に関心が高まる今こそ、対面営業の強みを活かして、きめ細かいサービスやお客様のニーズに合った提案・サポートを行い、コンプライアンス面にも目を配りながら高齢顧客層との取引においてもサービスの充実を図ります。

iii 安定した収益の確保

収益に占める株式売買による委託手数料の割合が高く、株式市況の影響を受けやすい状況にあります。顧客の多様なニーズに応えるため他社株転換条項付円建社債の販売や募集取扱い受益証券の拡充だけでなく、外貨建債券及び金地金の販売等にも取り組んでおります。これらの商品に注力していくことで安定した収益の確保に努める所存です。

また、顧客の資産状況や商品の購入状況等のデータをBIを活用して分析し、様々な切り口から視覚化することでニーズに合った商品を提案していきます。さらにはAI機能と連携し、顧客のニーズに合った商品を予測する等、データを活用することで収益向上につなげてまいります。

iv コンプライアンスの一層の強化

当社では、お客様本位の業務運営に関する取組みを通し、顧客からの信頼を獲得し維持していくことが、事業拡大に欠かせない重要な事項と考えており、これまで法令遵守の徹底のため内部管理組織を整備し、顧客からの信頼向上に努めてまいりました。また、顧客からの信頼をより高めていくためにも、引き続き当社役職員への教育・研修等によりコンプライアンスの更なる充実に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第80期	第81期	第82期	第83期 (当事業年度)
営業収益 (うち受入手数料)	(千円) 2,911,184 (2,832,880)	3,299,722 (3,228,159)	4,973,159 (4,912,637)	4,510,582 (4,452,552)
経常利益	(千円) 350,337	567,683	1,898,643	1,448,503
当期純利益	(千円) 205,894	340,657	1,205,898	941,422
1株当たり当期純利益	(円) 38.70	64.04	226.68	176.97
総資産	(千円) 14,856,176	15,369,859	19,886,781	17,981,386
純資産	(千円) 8,339,950	8,580,152	9,910,597	10,617,207

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第80期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、金融商品取引業者として内閣総理大臣の登録を受け、第一種金融商品取引業を営んでおります。具体的な業務は次のとおりであります。

- ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」という。）
- ② 有価証券の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 取引所金融商品市場（外国金融商品市場を含む。）における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ④ 有価証券の引受け
- ⑤ 有価証券の募集又は私募
- ⑥ 有価証券の売出し
- ⑦ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ⑧ 金融商品取引業に付随する業務

上記のほか、金融商品取引法第35条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣に届け出て以下の業務を行っております。

- i 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- ii 保険業法に規定する保険募集

(7) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

店舗名	所在地
本店	石川県金沢市十間町25番地
弥生支店	石川県金沢市弥生二丁目4番12号
小松支店	石川県小松市有明町22番地
加賀支店	石川県加賀市熊坂町イ133番地の9
七尾支店	石川県七尾市神明町口2番地10
福井支店	福井県福井市新田塚一丁目80番36号
板垣支店	福井県福井市板垣五丁目1010番地
富山支店	富山県富山市本町6番20号
高岡支店	富山県高岡市本丸町13番7号
砺波支店	富山県砺波市本町6番28号

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
213名	10名増	37.1歳	15.2年

(9) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
日本証券金融株式会社	1,185,650

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,320,000株（自己株式336株を含む。）
- (3) 当事業年度末の株主数 1,053名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
今村 直喜	1,358,800	25.54
今村コンピューターサービス株式会社	500,040	9.39
今村不動産株式会社	455,280	8.55
今村 九治	414,940	7.80
今村証券社員持株会	395,940	7.44
今村 和子	203,040	3.81
久保寺 茂男	180,200	3.38
吉田 知広	159,500	2.99
今村 千加子	134,400	2.52
今村 之希有	130,000	2.44

- (注) 1. 当社は、自己株式を336株所有しております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式（336株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るため、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	今村九治	
取締役社長 (代表取締役)	今村直喜	
常務取締役	吉田栄一	管理本部長
常務取締役	寺下清隆	営業本部長
取締役	松本幹生	コンプライアンス本部長
取締役	宮田秀夫	法人部長
取締役	山内幸一	コンプライアンス本部副本部長兼内部管理部長
取締役	福島理夫	福島印刷株式会社 相談役 倉庫精練株式会社 社外監査役
取締役	室屋和菜	中部経営・辻・本郷税理士法人 理事
常勤監査役	明翫克正	
監査役	中島史雄	中島・早川・北村法律事務所 石川県公立大学法人 監事
監査役	早川潤	中島・早川・北村法律事務所

- (注) 1. 監査役中村善宏氏は、2021年7月8日付で逝去により退任いたしました。なお、退任時の重要な兼職はありません。
2. 監査役早川潤氏は、2021年6月22日開催の第82期定時株主総会において補欠監査役に選任されており、監査役中村善宏氏の退任に伴い、2021年7月8日付で就任いたしました。
3. 取締役福島理夫、室屋和菜の両氏は社外取締役であります。
4. 監査役中島史雄、早川潤の両氏は社外監査役であります。
5. 当社は、取締役福島理夫氏、取締役室屋和菜氏、監査役中島史雄氏及び監査役早川潤氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役中島史雄氏は会社法学者及び弁護士であり、監査役早川潤氏は弁護士であることから、両氏は財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役明翫克正氏は長年にわたり当社において財務・経理部門を担当し、経理部長を歴任していたことから、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役室屋和菜氏は、事業年度末日後の2022年4月1日付で一般社団法人金澤レディース経政会の監事に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針に関する事項

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その概要は次のとおりであります。

【基本方針】

- ・ 取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬体系とします。
- ・ 各役員の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公平性を確保します。
- ・ 会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系とします。
- ・ 報酬体系・水準については、「役員報酬規程」、「役員報酬規程に関する細則」及び「役員退職慰労金支給規程」に基づき算定することで、客観性・合理性を確保します。
- ・ 報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行います。

【報酬体系】

当社の取締役及び監査役の報酬は、役位別の基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬及び役員退職慰労金により構成することとしております。

基本報酬は、「役員報酬規程」及び「役員報酬規程に関する細則」に基づき職責に応じて役位毎に検討し、取締役においては取締役会の決議を、監査役においては監査役の協議を経て決定することとしております。

業績連動報酬については、「(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ⑤ 業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおりであります。

役員退職慰労金は、「役員退職慰労金支給規程」に基づき基準額を算定したうえ、功績の多少・軽重を評価し、取締役においては株主総会及び取締役会の決議を、監査役においては株主総会の決議及び監査役の協議を経て決定することとしております。なお、報酬額は、基準額の50%を超えない範囲で増額又は減額できることとしております。

また、決定方針は、監査役の同意を得て2021年2月8日開催の取締役会において決定しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会の承認を得た範囲内で代表取締役社長が、取締役会で承認を得た「役員報酬規程」、「役員報酬規程に関する細則」及び「役員退職慰労金支給規程」に基づき作成した報酬案を、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬総額は、2021年6月22日開催の第82期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）であります。

当社の監査役の報酬総額は、1986年11月25日開催の第47期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等のうち、業績連動報酬及び役員退職慰労金については個人別の具体的な内容の決定を代表取締役社長今村直喜に委任することとしております。

業績連動報酬における委任する権限の内容は、株主総会の承認を得た報酬の範囲内で、各取締役の業績への寄与度や貢献度を勘案し、「役員報酬規程」及び「役員報酬規程に関する細則」に基づき職責に応じて報酬を決定することとしております。

役員退職慰労金における委任する権限の内容は、株主総会で承認を得た報酬の範囲内で「役員退職慰労金支給規程」に基づき基準額を算定のうえ、功績の多少・軽重を評価して決定することとしておりますが、当事業年度は該当する支給はありませんでした。

これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を踏まえて各取締役の職責や成果の評価を行うには代表取締役社長が最も適任であると判断しているためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	187,556 (6,280)	104,176 (5,116)	57,640 (800)	－ (ー)	25,740 (364)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	21,092 (6,728)	14,172 (5,320)	5,640 (800)	－ (ー)	1,280 (608)	4 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の種類別の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績連動報酬の額は、第83期定時株主総会において決議予定の役員賞与63,280千円（取締役57,640千円、監査役5,640千円）であります。
 3. 退職慰労金の額は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金であります。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、企業価値の持続的向上に対する取締役及び監査役の意欲や士気を一層高めるため、業績連動報酬として賞与を支給しております。

毎期の業績連動報酬は、各期の純営業収益に基づき職責に応じて役員毎に算定することとしております。また、従業員給与水準と不均衡が生じる場合には、「役員報酬規程に関する細則」に基づき職責に応じて役員毎に調整することとしております。ただし、当該期間が純損失の場合には、業績連動報酬を支給いたしません。当社は金融商品取引業を営んでおり、株式市況の影響を受け業績の変動が激しいため、業績連動報酬の査定において、純営業収益をベースとすることが当社にとって業績を最も適正に反映すると判断しております。報酬額の決定に当たっては、代表取締役社長が上記の基準に従い検討し、取締役においては株主総会及び取締役会の決議を、監査役においては株主総会の決議及び監査役の協議を経ることとしております。

なお、当事業年度の純営業収益は44億92百万円（前年同期比9.2%減）であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役福島理夫氏は、福島印刷株式会社の相談役及び倉庫精練株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と福島印刷株式会社との間には取引関係がありますが、その取引額は当社の販売費・一般管理費の1%未満であり、かつ福島印刷株式会社の売上高の1%未満であります。当社と倉庫精練株式会社との間には特別の関係はありません。

取締役室屋和菜氏は、中部経営・辻・本郷税理士法人の理事を兼務しております。当社と同法人との間には特別の関係はありません。

監査役中島史雄氏及び監査役早川潤氏は、中島・早川・北村法律事務所の弁護士を兼務しており、監査役中島史雄氏につきましては石川県公立大学法人の監事も兼務しております。当社と同法律事務所及び同法人との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	福島理夫	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験や見識に基づき、当社の経営上有用な発言を行っております。また、代表取締役社長及び社外役員のみが出席する独立社外役員会議では、当社の経営計画や人的資本投資等に関して、独立した客観的立場から意見を表明し、経営の意思決定及び業務執行の監督において重要な役割を果たしております。
取締役	室屋和菜	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する豊富な経験や見識に基づき、当社の経営上有用な発言を行っております。また、代表取締役社長及び社外役員のみが出席する独立社外役員会議では、当社の事業戦略等に関して、独立した客観的立場から意見を表明し、経営の意思決定及び業務執行の監督において重要な役割を果たしております。
区分	氏名	主な活動状況
監査役	中島史雄	当事業年度開催の取締役会19回中18回に、監査役会15回中14回に出席し、必要に応じ、会社法学者及び弁護士としての専門的見地から当社のコンプライアンス及びガバナンス体制の構築・展開について発言を行っております。
監査役	中村善宏	2021年7月8日付で逝去により退任されるまでに開催の取締役会7回中5回、監査役会6回中4回に出席し、必要に応じ、主に大手建設会社で培った経験・知識を生かし、当社の経営体制の充実について発言を行っております。
監査役	早川潤	2021年7月8日付で就任後開催の取締役会12回、監査役会9回全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から当社のコンプライアンス及びガバナンス体制の構築・展開について発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査品質、監査管理及び独立性等総合的な観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合、又は、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、株主総会に提出いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(体制)

業務の適正を確保するための体制として、取締役会において次のとおり内部統制システムの基本方針を決議しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び監査役並びに取締役会及び監査役会の役割を法令に基づき明確に定め、役員に周知徹底を図ることによって、相互牽制機能が十分に働く体制とする。
- ② 法令及び定款を遵守するとともに企業倫理の実践を図るため、「法令等遵守に対する基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」「倫理コード」等を定め、役員に周知徹底を図る。
- ③ 社内規程等をイントラネットに掲載し常に企業倫理の周知徹底を図るとともに、役員に対するコンプライアンスの研修を実施しコンプライアンスの強化を図る。
- ④ コンプライアンスに関する相談及び不正行為の通報のため、社外を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との取引は一切行わず、それらの者に対して組織全体として毅然たる態度で対応する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 日々発生するリスクが多様化・複雑化している現状を踏まえて、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制を構築し、運用を行う。
- ② 財務健全性の指標である自己資本規制比率の計算については、経理部が営業日ごとに算出し幹部会に報告するほか、毎月末の自己資本規制比率及びその詳細について取締役会に報告する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は中期経営計画及び当該計画に基づく目標を設定し、各部門の担当取締役はその目標を達成するため具体策を実行する。また、四半期決算及び決算の内容が正確なものであることを検証し、必要に応じて目標を修正する。
- ② 「取締役会規程」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要な業務に関する事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ③ 経営効率を向上させるため、「幹部会規程」に基づき幹部会を開催し、業務執行に関する基本事項等を協議する。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会の職務執行に係る情報や取締役の職務の執行に係る情報は、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に基づき、電磁的記録を含む文書等によって適正に記録、保存及び管理する。

(5) 監査役職務を補助すべき使用人

- ① 監査役の職務を補助する使用人を総務部に配置し、監査役の事務処理等を補助させる体制とする。
- ② 監査役の職務の独立性を確保するため、上記使用人が行う監査業務の補助については、所属する部門の取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ③ 監査役から、その業務の遂行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため監査役の指揮命令権に従うものとする。
- ④ 当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役と事前協議のうえ実施する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ② 取締役及び使用人は、内部通報窓口への通知状況を定期的に監査役に報告する。
- ③ 通報者が監査役への通報を希望するときは、速やかに監査役に通知する。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(8) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、制度の趣旨に則り、その独立性を確保し、必要に応じて代表取締役、監査法人等と意見交換する。
- ② 監査役は、業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要に応じて幹部会等重要な会議に出席できるものとする。
- ③ 監査役は、重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができるものとする。

(運用状況)

業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンス

「法令等遵守に対する基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」等に基づき、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定、実施し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。その一環として、役職員に対して毎年度定期的にコンプライアンスに関する研修を実施しております。

(2) 内部監査の実施

「内部監査規程」に基づき内部監査部が定期的に内部監査を実施しております。内部監査結果については、常勤取締役及び各部長で構成する内部監査報告会にて内部監査状況を開示し、内部監査報告書を社長に提出しております。また、内部統制評価については、適宜、取締役会に報告することとしております。

内部監査部は、会計監査人と内部統制監査等に関し適宜協議を行い、また、内部監査結果等について監査役への報告を行っております。

(3) リスク管理体制

業務運営に関する危機に対しては、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制を整えております。特に、財務健全性の指標である自己資本規制比率については、経理部が営業日ごとに算出し取締役が参加する幹部会に報告するほか、毎月末の自己資本規制比率及びその詳細について取締役会に報告しております。また、自然災害等の重大な危機に対しては、「危機管理規程」「事業継続計画（BCP）」等に基づき危機管理体制を整え、危機に備えております。

(4) 取締役の職務執行

「取締役会規程」に基づき原則月1回取締役会を開催し、経営上重要な事項の決議を行うとともに取締役の職務執行の監督を行っております。当事業年度につきましては、取締役会を19回開催しております。また、経営効率を向上させるため「幹部会規程」に基づき、常勤取締役及び各部長をメンバーとする幹部会を毎営業日実施し、業務執行に関する基本事項等を協議しております。

(5) 監査役

監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による幹部会への出席等を通じて、当社の内部統制の整備、運用について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査部と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第83期貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	13,918,073	流動負債	6,808,735
現金・預金	6,782,352	トレーディング商品	21
預託金	4,170,724	デリバティブ取引	21
顧客分別金信託	4,150,000	信用取引負債	1,318,930
金融商品取引責任準備預託金	20,724	信用取引借入金	1,185,650
約定見返勘定	77,449	信用取引貸証券受入金	133,280
信用取引資産	2,377,068	預り金	4,211,364
信用取引貸付金	2,265,719	顧客からの預り金	3,556,753
信用取引借証券担保金	111,348	その他の預り金	654,610
募集等払込金	124,729	受入保証金	693,587
短期差入保証金	174,012	未払金	97,535
先物取引差入保証金	173,572	未払費用	30,836
その他の差入保証金	439	未払法人税等	132,438
前払費用	29,355	賞与引当金	253,760
未収収益	76,820	役員賞与引当金	70,260
その他の流動資産	106,248	固定負債	534,719
貸倒引当金	△687	退職給付引当金	20,639
固定資産	4,063,313	役員退職慰労引当金	425,942
有形固定資産	2,989,797	繰延税金負債	88,137
建物	1,737,699	特別法上の準備金	20,724
器具備品	131,810	金融商品取引責任準備金	20,724
土地	1,094,213	負債合計	7,364,178
その他	26,074	純資産の部	
無形固定資産	22,512	株主資本	10,126,828
ソフトウェア	12,370	資本金	857,075
電話加入権	9,438	資本剰余金	357,075
その他	703	資本準備金	357,075
投資その他の資産	1,051,003	利益剰余金	8,912,957
投資有価証券	1,027,593	利益準備金	125,000
長期差入保証金	7,409	その他利益剰余金	8,787,957
長期前払費用	2,450	別途積立金	7,200,000
その他投資等	13,550	繰越利益剰余金	1,587,957
貸倒引当金	△1	自己株式	△278
		評価・換算差額等	490,379
		その他有価証券評価差額金	490,379
		純資産合計	10,617,207
資産合計	17,981,386	負債・純資産合計	17,981,386

第83期損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益		
受入手数料		
委託手数料	1,523,637	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	2,487,839	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	266,955	
その他の受入手数料	174,120	4,452,552
トレーディング損益		
株券等トレーディング損益	6,242	
債券等トレーディング損益	3,407	
その他のトレーディング損益	2,708	12,358
金融収益		45,671
営業収益計		4,510,582
金融費用		18,229
純営業収益		4,492,353
販売費・一般管理費		
取引関係費	270,856	
人件費	2,220,987	
不動産関係費	133,195	
事務費	83,861	
減価償却費	124,648	
租税公課	68,297	
貸倒引当金繰入額	△191	
その他	168,700	3,070,356
営業利益		1,421,996
営業外収益		26,557
営業外費用		51
経常利益		1,448,503
特別利益		
投資有価証券売却益	2,674	
金融商品取引責任準備金戻入	0	
商品取引責任準備金戻入額	958	3,632
特別損失		
投資有価証券評価損	5,230	
固定資産除売却損	1,159	6,389
税引前当期純利益		1,445,746
法人税、住民税及び事業税	483,450	
法人税等調整額	20,872	504,323
当期純利益		941,422

第83期株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	857,075	357,075	357,075	125,000	6,200,000	1,859,324
当期変動額						
別途積立金の積立					1,000,000	△1,000,000
剰余金の配当						△212,789
当期純利益						941,422
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	1,000,000	△271,366
当期末残高	857,075	357,075	357,075	125,000	7,200,000	1,587,957

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計					
当期首残高	8,184,324	△192	9,398,282	512,314	512,314	9,910,597
当期変動額						
別途積立金の積立	-		-			-
剰余金の配当	△212,789		△212,789			△212,789
当期純利益	941,422		941,422			941,422
自己株式の取得		△86	△86			△86
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△21,935	△21,935	△21,935
当期変動額合計	728,633	△86	728,546	△21,935	△21,935	706,610
当期末残高	8,912,957	△278	10,126,828	490,379	490,379	10,617,207

個別注記表

当社の貸借対照表及び損益計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）の規定のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

また、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法
 - (1) トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券等）
時価法を採用しております。
 - (2) トレーディング商品に属さない有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、
評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております。
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
 - (3) デリバティブ取引
時価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並び
に2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 8年～47年 器具備品 4年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5
年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の
債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しておりま
す。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

[会計方針の変更に関する注記]

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計方針の変更による当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

[収益認識に関する注記]

1. 収益の分解

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
主要な財又はサービス	
株券	1,504,569
債券	2,487,733
受益証券	434,526
その他	25,722
顧客との契約から生じる収益	4,452,552
その他の収益	58,030
外部顧客への営業収益	4,510,582

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社では、幅広いサービスを提供しており、主な収益を以下のとおり認識しております。なお、重大な金融要素が含まれる契約は含まれておりません。

「委託手数料」においては、顧客と締結した取引約款・規定等に基づいて、売買執行サービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、当社が注文を執行する都度充足されることから、約定時点（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である約定日から概ね数営業日以内に支払を受けております。

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」においては、発行会社等との契約に基づいて、引受け・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、顧客が買い付けた時点で充足されることから、申込日（一時点）に収益を認識しております。通常の支払期限について、各履行義務の充足時点から発行会社等との受渡日等までに支払いを受けております。

「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」においては、有価証券の引受会社等との契約に基づき、募集・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、募集等の申込みが完了した時点で充足されることから、募集等申込日等の当該業務の完了時（一時点）に収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である募集等申込日から払込日又は受渡日等までに支払を受けております。

「その他の受入手数料」には、様々なサービスに係る受入手数料が含まれておりますが、主な受入手数料は「事務代行手数料」となります。

「事務代行手数料」においては、主に投信委託会社等との契約に基づき、募集・販売の取扱い等に関する代理事務を履行する義務を負っております。取引価格は投資信託の純資産等を参照して算定されます。当履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。通常の支払期限について、多くの場合、投資信託等の決算日後から数営業日以内に支払を受けております。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高はありません。なお、顧客との契約から生じた債権は貸借対照表上、流動資産の「未収収益」に含まれております。「未収収益」のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	69,638

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約における対価のうち取引価格に含まれない金額に重要なものはありません。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりであります。

1. 固定資産の減損損失の認識要否判定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、全ての店舗の土地・建物を保有し、当事業年度の計算書類に計上した有形固定資産の金額は2,989,797千円で、固定資産のグルーピングは店舗単位で行っております。これらの中には主要資産である土地の市場価格が著しく下落しているものがあることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について当該店舗毎に検討を行いました。検討の結果、当該店舗のいずれにおいても割引前キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回るため、減損損失は計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

店舗単位毎に減損の兆候があると認められる場合には、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額と回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

当該店舗毎の将来キャッシュ・フローの見積りは、東京証券取引所の株式売買代金、GDP年間成長

率、当社の商品別販売計画等を主要な仮定として作成した中期経営計画を基礎としています。また、過去の計画達成率を加味した上で、景気変動サイクルを考慮した店舗別実績の平均値を上限とする補正を行っています。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、将来の税負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産とし、繰延税金負債と相殺した上で、繰延税金負債を88,137千円計上しています。税効果会計に関する注記に記載しているとおり、回収可能性があると判断した繰延税金資産の金額は、125,738千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性の判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、当社は重要な税務上の欠損金は生じていないものの、課税所得が大きく増減する傾向にあることから、将来の合理的な見積り可能期間をおおむね5年以内の一定期間とし、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。

課税所得は、東京証券取引所の株式売買代金、GDP年間成長率、当社の商品別販売計画等を主要な仮定として作成した中期経営計画を基礎としています。また、過去の計画達成率を加味した上で、景気変動サイクルを考慮した実績の平均値を上限とする補正を行って見積もっております。繰延税金資産の回収可能性の判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,755,040千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

信用取引借入金の担保として、保管有価証券676,877千円を差入れております。

(2) 担保に係る債務

信用取引借入金

1,185,650千円

上記のほか、取引所等の信託金、保証金及び清算基金の代用として投資有価証券748,415千円、証券先物取引証拠金の担保として保有有価証券272,818千円を差入れております。

3. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5第1項

4. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金はありません。

当座貸越極度額の総額

5,000,000千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,660,000	2,660,000	－	5,320,000

(変動事由の概要)

株式分割による増加 2,660,000株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	129	207	－	336

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 39株

株式分割による増加 168株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	212,789	80.00	2021年3月31日	2021年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利 益 剰余金	186,188	35.00	2022年3月31日	2022年6月27日

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	77,295千円
未払事業税	9,006千円
金融商品取引責任準備金	6,312千円
減価償却超過額	50,214千円
退職給付引当金	6,286千円
役員退職慰労引当金	129,741千円
その他	7,579千円
繰延税金資産小計	286,436千円
評価性引当額	△160,697千円
繰延税金資産合計	125,738千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△213,876千円
繰延税金負債合計	△213,876千円
繰延税金負債の純額	△88,137千円

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社が行う主要な金融商品の取扱業務は、有価証券の売買、取引所金融商品市場における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理、有価証券の引受け、有価証券の売出し、有価証券の募集又は売出しの取扱いであります。当社は、金融機関等からの借入れは、信用取引にかかる借入れ及び一時的な資金繰りに必要な借入れを除いて行わない方針であります。信用取引での顧客への金銭等の貸付は、証券金融会社から借り入れる他、自己資金を充てています。有価証券の引受け、募集又は私募、売出しでは、一時的にポジションが発生します。商品有価証券等の売買は、短期売買を主とし、原則としてトレーディングポジションを保有しない方針であります。投資有価証券は、配当等の獲得等の目的で長期保有方針であります。デリバティブ取引（為替予約取引）は、顧客の外貨建有価証券取引に付随してのものであり、投機目的のための取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

預託金は、金融商品取引法第43条の2の規定による顧客資産の分別管理に係る信託金、金融商品取引責任準備預託金であります。信用取引貸付金は、信用取引受入保証金や受入保証金代用有価証券でカバーされていない部分について顧客の信用リスクに晒されております。なお、当社が取扱う信用取引は、制度信用取引に限定しており、証券金融会社から借り入れた資金等を貸し付けております。また、株式及び債券等の引受け、債券等の募集又は私募、株式及び債券等の売出し、株式の売買により保有する商品有価証券及び投資有価証券は、発行体の信用リスク（他社株転換条項付円建社債にあっては、転換対象株の発行会社の信用リスクを含む）、金利の変更リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引（為替予約取引）は、外貨建て商品の売買等で邦貨決済する場合に受渡日での代金を確定させるために利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、市場リスク、取引先リスク、資金調達に係る流動性リスク等、業務運営に伴い発生する様々なリスクを管理する方法をリスク管理規程により定めており、市場リスク及び取引先リスク並びに自己資本規制比率を所定の範囲に収めること等で管理を行っております。リスク額の算定は、「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」（平成19年金融庁告示第59号）に従って経理部が毎日算出し、市場リスク及び取引先リスク並びに自己資本規制比率が所定の範囲に収まっていることを確認し、幹部会で報告しております。資金調達に係る流動性リスクについては、経理部長が日々幹部会に資金繰りの状況を報告しております。

① 市場リスク（保有する有価証券等における株価、為替及び金利等の変動リスク）の管理

当社では、投資有価証券、商品有価証券等及びデリバティブ取引（為替予約取引）を主な管理対象としております。自己資本規制比率を算定する際の標準的方式を用いて、市場リスク相当額を算出した結果、2022年3月31日現在で172,206千円となっております。投資有価証券については、取得又は売却の可否に関して、幹部会等で協議することにしております。商品有価証券等（引受けに係るもの）については、別途、引受審査に関する規程等により発行体の財政状態及び経営成績等について慎重に審査を行って可否を決定しております。商品有価証券等（ディーリングに係るもの）については、別途、ディーリング業務規程により、ディーリングの範囲、ポジションの上限、継続保有期間、ロスカットライン等を定め、注文発注端末には、ポジションの上限を超える注文を抑止する機能を付加しております。また、ルールを超える場合は予め定められた範囲内で管理本部長の承認を必要とし、その取引状況について内部管理部が検証しております。デリバティブ取引（為替予約取引）については、顧客の外貨建て有価証券取引に付随したものに限定し、社内ルールに従って行っております。

② 取引先リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社では、信用取引貸付金を主な管理対象としております。信用取引については、別途、信用取引管理規程により取引開始基準を定めるとともに、各種の建玉制限を設けております。また、委託保証金率の維持率を定め、維持率を下回った場合には、追加保証金を請求する等の対応を定めております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達に係る流動性リスクについては、経理部長が日々幹部会に資金繰りの報告を行い、債券の引受け等の大きな資金移動が重ならないよう売出期間を調整しております。また、株価の変動による信用取引借入金が増減に対応するために、十分な当座貸越契約を締結しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等については、表に含めておりません（(注) 1に記載のとおりであります）。

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
投資有価証券				
その他有価証券				
株券	1,003,718	—	—	1,003,718
資産計	1,003,718	—	—	1,003,718

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

〔現金・預金〕〔預託金〕〔預り金〕〔未払法人税等〕等は、現金であること、又は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。また、以下の勘定科目は、その勘定の性質から短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

① 信用取引資産、信用取引負債

信用取引資産は顧客の信用取引に伴う顧客への貸付金と証券金融会社への担保金であり、前者は顧客の意思による反対売買等により決済が行われ、後者は貸借取引業務において値洗いされる担保金であることから、短期間で決済されます。

信用取引負債は顧客の信用取引に伴う証券金融会社からの借入金と顧客の信用取引に係る有価証券の売付代金相当額であり、前者は値洗いされ、後者は顧客の意思による反対売買等により決済が行われることから、短期間で決済されます。

② 短期差入保証金、受入保証金

短期差入保証金は主としてデリバティブ取引における保証金であり、取引に応じて値洗いされる特性から、短期間で決済されるとみなしております。

受入保証金は主として信用取引における保証金であり、短期間で決済されます。

(注1) 市場価格のない株式等(非上場株式等)については次のとおりであり、「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式 ※	23,875

※ 非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	1,995円84銭
1株当たり当期純利益	176円97銭

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

今村証券株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 和 男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 藤 眞 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、今村証券株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法並びにその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

今村証券株式会社 監査役会

常勤監査役 明 翫 克 正 ㊞

監査役 中 島 史 雄 ㊞

監査役 早 川 潤 ㊞

(注) 監査役中島史雄及び監査役早川潤は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

<メモ欄>

定時株主総会会場 ご案内略図

会場：石川県金沢市十間町25番地
当社 本店分室2F
カンファレンスルーム



会場周辺詳細



- ※ JR金沢駅よりバスで約10分「武蔵ヶ辻・近江町市場」バス停下車徒歩約3分
- ※ 会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。